

湖医会賞授与規程

2020年(令和2年)8月14日制定

2025年(令和7年)1月22日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学の卒業生は多様性に富み、最先端の研究・臨床分野はもちろんのこと、さまざまな領域において地道な活動・優れた実践を行い社会に貢献している人材が多い。こうした優れた人材を大学・同窓生及び社会に紹介し讃えるために、滋賀医科大学同窓会「湖医会」(以下「本会」という。)に湖医会賞(以下「本賞」という。)を設け、授与に関する必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、本会会員とする。

- 2 本賞は、研究、教育、臨床・福祉、及びその他の領域において地道な活動または優れた実践を行い、医学及び医療・福祉の向上に貢献した者、あるいは本会の名誉を高めた者のうちから選考する。
- 3 この中から特に著しく貢献した者があった場合には、特別賞を与える。
- 4 本条の目的に沿う寄付金があった場合には、寄付者の名前等を冠した賞を増設することができる。

(表彰)

第3条 本賞は、賞状及び副賞(20万円)を授与する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、本会会員(卒業会員)による他薦によるものとする。

- 2 推薦者は、候補者を推薦しようとするときは、所定の推薦書に活動領域及び具体的な推薦理由を記し、会長に提出するものとする。
- 3 推薦書の提出期限は、毎年3月末日とする。

(被推薦者の提出書類)

第5条 会長は、推薦書を受理したときは、被推薦者に次の書類の提出を依頼する。

- 1) 履歴書
- 2) 業績集
- 3) 活動の内容及びその内容が紹介された記事等参考となるもの

2 被推薦者は、前項の書類を4月末日までに会長に提出するものとする。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、次の各号の委員で構成する。

1) 卒業会員 若干名

2) 特別会員 若干名

2 選考委員は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

4 選考委員は、推薦者及び被推薦者になることが出来ない。

(受賞者の決定)

第7条 選考委員会の選考結果に基づき、幹事会の議を経て受賞者を決定する。

(その他)

第8条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、幹事会の議を経て定める。

附則

1. この規程は、2020年(令和2年)8月14日から施行する。

2. 2001年(平成13年)4月1日制定の「湖医会賞に関する規程」は廃止する。

附則

この規程は、2025年(令和7年)1月22日から施行する。